

## 岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会 議事録（要旨）

- 1 日 時：令和4年4月11日（月） 午前10時00分～午前10時51分
- 2 場 所：岐阜県水産会館 2階 中会議室
- 3 議 題：中央新幹線瀬戸トンネル新設工事事故に関する知事意見書への回答について
- 4 出席者：神谷委員、杉山委員、中西委員、林委員、廣岡委員、沢田専門調査員、吉田専門調査員  
事業者6名（事業関係者を含む。）、関係市担当者4名、県関係課等担当者12名、事務局6名、傍聴者2名
- 5 議 事：中央新幹線瀬戸トンネル新設工事事故に関する知事意見書への回答について  
当該事案に係る環境影響評価の手続きについて事務局から説明（資料1）  
知事意見への回答について事業者から説明（資料2、資料3、資料4）  
質疑応答を実施

### 【委員長】

それでは、ご説明いただきました内容に関して審議していきたいと思います。

先ほど、事務局から説明があった様に、知事意見への回答書の環境保全措置に関する審議となりますのでご承知おきいただきたいと思います。それでは質疑応答に入りたいと思います。

ご意見、質問等いかがでしょうか。

### 【専門調査員】

資料4の20ページに、AからFの内容を更新するとあり、例えば瀬戸トンネルはAからFの内容を、日吉トンネル（南垣外工区）はAからEの内容を更新するとしている。このように更新内容を工区ごとに分けて決めているのは、それぞれの工区の調査に基づいたものと理解してよいか。

### 【事業者】

現状公表している7工区の環境保全計画書へ、AからFの項目が、各工区のどれに対応するのか説明しました。

AからDの項目については、山口工区の事故の時に追加することとなった項目です。瀬戸トンネルと南垣外工区は、山口工区の事故の前に保全計画書を作成していたので、今回の更新に合わせてAからDを入れています。その他の5工区については山口工区の事故を受けた内容で作成しているためBの追加部分とEについて追加しています。

瀬戸トンネルのみ、肌落ちが発生したことに対する保全項目のFが追加され、そのほかAからEについては、すべての工区に追加された状態で更新されると理解いただきたいです。

### 【専門調査員】

経緯は分かりましたが、項目Fがその他の工区に入らない理由は何ですか。

### 【事業者】

項目Fについては、瀬戸トンネルの肌落ち発生に伴う意見に特化した内容なので、瀬戸トンネルのみの記載としました。

### 【専門調査員】

分かりました。ありがとうございます。

#### 【専門調査員】

他の専門調査員のおっしゃられた項目Fが他の工区に記載されないのかということと、関連があるかもしれませんが、項目Fの肌落ち発生個所で充填鉱物を詳細に調査するという部分について、追加の意見はございません。特に日吉から山口までに関して岩盤は濃飛流紋岩などが出てくる地域で、特に瀬戸から中央アルプスくらいになると阿寺断層、弱線等が増えてくることもあるので、今回項目Fを追加して安全性なり考え方の精度を高めることは問題ないと考えます。

一方で他の地域の同じ岩盤にも、充填鉱物の見方に関して共有、活用できる部分があると思うので、情報共有や水平展開を図られたほうが現場にとってよいと思います。

これは意見ではなく、コメントです。

#### 【事業者】

資料4の12ページに事業者の見解として地表からの影響に関して脆弱な部分が生じているか充填鉱物を調査すると記載しています。肌落ち発生個所の瀬戸工区について記載しますが、実際にトンネルを掘っていく段において、調査結果を踏まえて、その地質についてどういうところに気をつけなければならないかについては重要と考えます。県内、あるいは必要によっては県外も含めて、掘削にあたり今回の調査結果を現場の方に情報展開していきたいと考えます。

#### 【専門調査員】

環境保全の審議ということで、違うかもしれませんが、知事意見書に対する回答において、協議を進めていくということがたくさん出てきます。これはリスク管理として有効なので、実施していただきたいと思いますが、協議には必ず時間がかかるので、全体の工事の工程に影響が出ると思います。工程の見直しに関しては作業者の安全も確保した対応をしていただきたいと思えます。

#### 【事業者】

資料4の14ページの3点目に記載した内容に関するご意見かと思えます。地山の状況に応じ施工中の工法の変更、追加的な措置を講ずる必要があると判断した場合は、当社への協議と現地立会をするとしています。状況によって現場の安全確保や、環境保全のために緊急にしなければならないこともあるので、それは契約上、施工指示書という形ですぐに対応するように施工会社へ指示し、即座に対応させるようなこともあります。時間をかけて協議することもあれば、即座に対応することが必要なこともあり、協議のパターンはいろいろとありますが、工事の安全、環境の保全を考えて適宜対応していきたいと思えます。ありがとうございました。

#### 【専門調査員】

協議の仕方は現場により異なると思うので、きちんと対応していただければと思いますが、時間的な余裕がなくなっていくことに不安を感じるのでもそこを考慮してほしいです。

#### 【委員長】

その他いかがでしょうか。WEB参加の委員もよろしいでしょうか。

#### 【委員】

今回の対応については、関係自治体や地元住民の方や社会に対して説明はどのようにされますか。

**【事業者】**

知事意見書において、「沿線地域への説明が完了するまでは、工事を再開（開始）しないこと」を意見としていただいています。実際の説明の仕方については、各自治体や、各地元の自治会にも相談しながら決めていきたいと思えます。いずれにしましても工事の再開までに対応していきます。

**【委員】**

説明会については、おそらく地域住民の方すべてがその時間に参加することは難しいと思うので、参加できなかった住民の方へ情報が後ほどアクセスできるように工夫してもらえるといいと思えます。

**【委員長】**

その他いかがでしょうか。

（意見なし）

**【委員長】**

特にご意見も無いようですので、これで質疑を終わらせていただきます。

これまでのご説明や質疑応答で、知事意見書への回答書における環境保全措置について、委員会として一通り確認いただけました。

回答書における環境保全措置に関する点においては問題なく、知事意見書への回答が妥当であると評価できると考えますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

**【委員長】**

J R東海におかれましては、今後のトンネル掘削工事にあたっては、今般回答いただいた環境保全措置について確実に実施していただきたいと思えます。

年1回の報告も確実に行っていただきたいと思えます

先ほど、委員からもありましたが、これらの環境保全措置についての説明を、地域住民の方々に対ししっかりしていただきたいと思えます。その際は、あまり専門用語を使わずに、一般の方がわかりやすく、理解していただけるような説明をすることが大事であると思えます。審査会として回答書における環境保全措置について、妥当であると結論付けたいと思えます。

それでは、このような内容で、事務局と相談して審査会としての意見を取りまとめていきたいと思えますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

**【委員長】**

特にご異議もないようですので、このように進めさせていただきますが、取りまとめた内容については皆様に後日確認させていただきます。

本日の議題は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。